

【単品スライド説明会に係るQ & A】

四国地方整備局 技術管理課

開催日	質疑	応答
令和8年4月27日	単品スライドとインフレスライドの違いは何か。	単品スライドは特定の資材価格の急激な価格変動に対する措置で、インフレスライドは急激な価格水準の変動に対する措置となっている。そのため、インフレスライドでは資機材と労務単価も対象となっている。
令和8年4月27日	インフレスライドについては、基準日以降の残工事が対象となっているが、基準日を遡ることは可能か。	基準日については、マニュアルの考え方が変わっておらず、受発注間の協議があった日である請求日によるものであり、遡ることはできない。
令和8年4月28日	単品スライドの原則2か月以上のルールはなくなるということで大丈夫か。	単品スライドについては、残工事が原則2ヶ月以上ある工事を対象としているが、今般の中東情勢の影響から、これによりがたい場合は、発注者と十分に調整をしていただきたい。
令和8年4月28日	説明資料p.5の新たな運用ルールについてはインフレスライドでも適用可能か。	インフレスライドは基準日における単価を用いるものであるため、運用ルール1)の購入価格の単価を用いることは適用されない。
令和8年4月28日	単品スライド運用マニュアルの4-3 受注者への確認事項 -④アスファルト類の取り扱いに記載されている”それに代わる社内書類”とは具体的にどのような資料を想定しているのか。	社内書類については各社により違いがあるため具体的に設定はしていないが、取引について証明できる資料として個別判断になる。
令和8年4月28日	アスファルトについては自社プラント製作している場合、領収書等は存在しない状態である。アスファルトの金額が上昇した根拠として各材料の領収書等を提出するので大丈夫か。難しい場合外部への販売価格により価格の上昇の根拠とすることは可能か。	各材料での資料では根拠としては難しいと考えるが、根拠資料については、発注者と相談してほしい。
令和8年4月28日	単品スライドの対応については、官庁営繕についても同様の対応となるのか。	官庁営繕は官庁営繕版のマニュアルでの対応となる。残工期が2ヶ月未満となるような案件については、早めに発注者と調整していただきたい。